（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第四号及び第五号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人に係るもの、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人に係るもの及び国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関する事務の総括に関すること。

［二～五　略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千九百十人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百八十九人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百三十七人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十九人以内を、徴収課に、国税実査官十八人以内を置く。

［２・３　略］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十四人以内を置く。

［２・３　略］

（国税徴収官）

第五百四十二条　徴収課に、国税徴収官三十五人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十人以内を置く。

２　［略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［２～４　略］

（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第四号及び第五号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人に係るもの及び国税局長が必要があると認めた特定事項に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関する事務の総括に関すること。

［二～五　同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百八十三人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百七十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百三十六人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十八人以内を、徴収課に、国税実査官十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十六人以内を、調査課に、国税調査官三十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税徴収官）

第五百四十二条　徴収課に、国税徴収官三十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百三十九人以内を置く。

２　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［２～４　同上］